

鹿追町保育施設等利用調整基準表

基本点 表A

保育の必要な理由				基本点	
①	就労 (1か月の就労時間数48時間以上)	被雇用者 在宅勤務	週平均5日以上 <sup>の</sup> 就労	日中就労時間 7時間以上	10
				日中就労時間 6時間以上	9
				日中就労時間 5時間以上	8
				日中就労時間 4時間以上	7
				日中就労時間 4時間未満	5
			自営業 内職 ※1 ※2	週平均3・4日 <sup>の</sup> 就労	日中就労時間 7時間以上
		日中就労時間 6時間以上			7
		日中就労時間 5時間以上			6
		上記以外 <sup>の</sup> 就労		日中就労時間 4時間以上	5
				日中就労時間 4時間未満	4
				日中就労時間 7時間以上	6
				日中就労時間 6時間以上	5
		②	妊娠中・出産後間がない(産前産後8週間。産後については8週間経過する日の翌日が属する月の月末まで)		
③	しっぺい 疾病		入院(1か月以上の入院加療を要すると診断されたもの)	10	
			自宅療養	<small>がしょう</small> 常時臥床 ※4	10
				長期療養(1か月以上の安静)	9
	一般加療(通院)	3			
	障がい	身体1・2級・精神1・2級・知的障がいA	10		
		身体3級・精神3級・知的障がいB	5		
④	介護・看護 ※3	児童の保護者が親族等(長期入院等の親族を含む)を常時、介護または看護している場合		3~10	
⑤	災害復旧に当たっている			10	
⑥	求職活動中(起業準備を含む。90日間を過ぎると再度確認を行う。)			3	
⑦	就学 (職業訓練等を含む)	週4日以上かつ日中の就学時間が 7時間以上		8	
		週4日以上かつ日中の就学時間が 6時間以上		7	
		週4日以上かつ日中の就学時間が 5時間以上		6	
		週4日以上かつ日中の就学時間が 4時間以上		5	
⑧	虐待・DV	虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがある場合(要支援家庭)等		状況に応じ判断	
⑨	育児休業	育児休業取得時にすでに保育を利用していること。		9	
⑩	その他	児童福祉の観点から特に保育の必要性が高いと判断した場合		状況に応じ判断	

※1 居宅外就労の場合、通勤時間として1日1時間を加える。

※2 通勤時間を除く就労時間が月48時間未満の場合は⑥求職活動とする。

※3 ①就労に準ずる(介護・看護、就学に加え就労している場合、合算時間を算出)

※4 臥床=意味:ベッド等に寝ていること

補正点 表B

項目		補正点
①	ひとり親世帯	3
②	育児休暇・産後休暇明け	2.5
③	きょうだいが既に希望施設に入園・入所している場合	3
④	きょうだいが同時に入園・入所を希望している場合（3人以上・双生児）	1.5
⑤	きょうだいが同時に入園・入所を希望している場合（3人未満）	1
⑥	3人以上（0歳児～年度内に18歳に達する）子どもがいる場合	0.5
⑦	生活保護世帯で自立支援のため必要と認められる場合	1
⑧	同居している61歳未満の祖父母等親族が保育可能	-2

【同点の場合の優先度】 表C

①	就労時間（就労要件の場合のみ）
②	基本点の高い順
③	階層区分の低い順
④	世帯の状況から総合的に判断

## ○基本点について

表A ①～⑩のうち、**該当する1つが基本点**となります。  
 複数該当する場合は点数が高い事由が採用されます。  
 父または母の**基本点が低い方**を当該世帯の基本点とします。

## ○補正点について

表B ①～⑧のうち、**該当するすべてが補正点**となります。

## ○入所の優先順位について

基本点と補正点の合計点が高い順に入園・入所調整  
 を行い、同点の場合、**表Cにより優先度を判断**します。